

# タッチ決済乗車取扱規則

(制 定 2024年12月16日)

## 第1編 総 則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、西武鉄道株式会社（以下「西武」という。）が、提携するタッチ決済乗車サービス（以下「本サービス」という。）の事業者において提供するサーバ上のクラウド型交通乗車システムの機能を使用し、旅客が所有する識別番号が記録された媒体を組み合わせて利用するタッチ決済乗車（以下「都度利用」という。）に関する利用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 都度利用による西武線の旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。
- この規則に定めのない事項については、西武の旅客営業規則等に定めるところによる。
  - 西武は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、西武は変更および変更内容を予め告知するものとする。この規則変更後に都度利用をしたことをもって旅客は変更内容に合意したものとす。
  - この規則が改定された場合、以後の都度利用による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 「西武線」とは、西武の経営する鉄道をいう。
- 「タッチ決済」とは、近距離無線通信規格（NFC）TypeA/Bを活用したEMVコンタクトレス決済をいう。
- 「決済媒体」とは、EMVコンタクトレス決済で、第6号に定める対応改札機において認証することができるクレジットカード・デビットカード・プリペイドカードおよびカード機能を搭載する携帯情報端末をいう。
- 「携帯情報端末」とは、インターネットに対応したスマートフォン等の機器をいう。
- 「タッチ決済乗車」とは、提携する事業者が運用するサーバ上のクラウド型交通乗車システムの機能を利用した電子式証票の入出場情報による乗車のことをいう。
- 「対応改札機等」とは、決済媒体から情報を読み取るための機器をいう。
- 「発行者」とは、タッチ決済を使用して乗車することができるカードを発行する者、およびタッチ決済を使用して乗車することができるカード機能を提供している者をいう。
- 「管理サーバ」とは、決済媒体のID、乗車時の入出場情報等を管理するサーバをいう。
- 「旅客営業規則等」とは、西武が旅客との運送契約に適用する条件を定めた運送約款をいう。

## タッチ決済乗車取扱規則

(10)「対応駅」とは、対応改札機等が設置された西武線の駅をいう。

(11)「非対応駅」とは、対応駅以外の西武線の駅をいう。

### (禁止事項)

第4条 利用者は、偽造・変造または不正に作成された決済媒体を使用して乗車することはできない。

### (制限または停止)

第5条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは都度利用の乗車区間、乗車経路、乗車方法、入場方法、乗車する列車、使用可能時間等の制限または停止をすることがある。

2 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を西武のホームページおよび関係駅に掲示するものとする。

3 本条に基づく本サービスの制限または停止に対し、西武はその責を負わない。

### (利用履歴の確認)

第6条 旅客は、本サービス提携事業者が管理するウェブサイトにて会員登録をすることで、決済媒体による乗車日、利用区間、乗車運賃等の都度利用を確認することができる。

2 前項の確認は、当該ウェブサイト等にアクセスした日から最大365日前の乗車分まで行うことができる。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

3 西武は、当該ウェブサイトの停止や障害等については、その責を負わない。

### (決済方法および決済手段)

第7条 都度利用による決済方法は、旅客が所有する決済媒体の発行者の定めるところによる。

2 都度利用における乗車および決済可能なブランドは、VISA、JCB、American Express、Discover、Diners Club、中国銀聯とする。

3 都度利用により発生した運賃は、当該発行者が西武に立替払いをするものとする。

4 前項の立替払いにより、発行者は都度利用した旅客に対して求償債権を取得するものとする。

5 都度利用により発生した運賃債権は、1日単位で集計するものとし、発行者から旅客に対する請求方法については、当該発行者が別に定めるものとする。

### (免責事項)

第8条 決済媒体において、発行者に起因する旅客の損害または発行者のサービス機能にかかわる旅客の損害等について、西武はその責を負わない。

2 旅客の決済媒体が有効期限終了、利用可能枠を超えたことによる決済会社の使用制限または使用停止の措置を受け、旅客が本サービスを利用できない場合の損害について、西武はその責を負わない。

3 この規則に定めのない、決済媒体を使用したサービス（西武が提供するものを除く。）に関して生じた旅客の損害等について、西武はその責を負わない。

- 4 対応改札機等の故障、停電またはシステム障害等により旅客が本サービスを利用できなかった場合の旅客の損害等について、西武はその責を負わない。
- 5 旅客が携帯情報端末等の決済媒体を使用するために、利用している通信提供事業者のシステム障害および回線障害等が起因した損害等について、西武はその責を負わない。
- 6 携帯情報端末等の決済媒体利用における通信費用等については、旅客が負担するものとする。

## 第2編 旅客営業

### 第1章 通則

(契約の成立時期および適用規定)

- 第9条 都度利用に関する旅客との運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合をのぞき、入場時に対応改札機等による改札を受けたときに旅客と西武の間において成立する。
- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとする。

(目的および使用方法)

- 第10条 決済媒体による都度利用は対応駅相互間の乗車を目的とし、その使用方法は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 決済媒体を使用して乗車するときは、対応改札機等による改札を受けて入場し、同一の決済媒体により対応改札機等による改札を受けて、出場しなければならない。
  - (2) 入場時に使用した決済媒体を出場時に使用しなかった場合、発駅情報の消去処理を行うことなく当該決済媒体で再び入場することはできない。
  - (3) 旅客の所持する決済媒体の不具合や携帯情報端末等の充電切れ、機器の不具合、通信障害等により第1号に規定する乗車の処理ができない場合、都度利用は無効として扱い、第22条の規定を準用する。
  - (4) 決済媒体を紛失したときは、前号の規定に準じて取扱う。なお、決済媒体の紛失に対する損害等について西武はその責を負わない。

(取扱区間)

- 第11条 西武の都度利用できる区間は、対応駅の各駅相互間とする。

(制限事項)

- 第12条 本サービスにおいて、次の各号に該当する利用はできないものとする。
- (1) 1乗車につき2以上の決済媒体を同時に使用すること。
  - (2) 決済媒体を使用して、乗車以外の目的で駅に入場すること。
  - (3) 決済媒体と他の乗車券を併用すること。

## タッチ決済乗車取扱規則

(旅客の同意)

第13条 旅客は、西武との運送契約成立をもって、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

## 第2章 運賃

(運賃)

第14条 都度利用による運賃は、原則として実際に乗車する経路および発着順序によるキロ程を使用して、旅客営業規則第77条（大人片道普通旅客運賃）に定める大人普通旅客運賃と旅客営業規則第140条（鉄道駅バリアフリー料金）に定める鉄道駅バリアフリー料金を合わせ収受する。なお、小児の旅客運賃の設定はないものとする。

2 前項の場合、乗車経路が環状線1周となるときまたは一部もしくは全部が複乗となる場合は、環状線1周となる駅または折り返しとなる駅の前後の区間のキロ程は打ち切って計算する。

(割引機能を利用した運賃)

第15条 西武は都度利用による割引機能を利用して、第14条に定める運賃に割引を適用することができる。

(運賃計算の特例)

第16条 都度利用が、旅客営業規則第70条に掲げる区間内の対応駅発着または通過する場合の運賃は、対応駅相互間の最も短いキロ程により計算する。この場合、経路の指定は行わない。

2 前項の区間内を乗車する場合、着駅が非対応駅となるとき運賃は、旅客営業規則第70条の規定を準用して計算し、計算後の処理については第21条の規定を準用する。

## 第3章 効力

(効力)

第17条 都度利用の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 片道1回の乗車に限り有効とする。
- (2) 1つの決済媒体につき、1人のみ入場処理を行うことができる。
- (3) 入場処理された決済媒体で出場処理が行われるまでの間、新たな入場処理を行うことはできない。
- (4) 入場処理を行った当日に限り有効とする。
- (5) 途中下車の取扱いはしない。

(無効となる場合)

第 18 条 旅客が次の各号に該当するとき、当該都度利用を無効として取扱い、当該旅客の旅行開始駅からの乗車区間に対する大人普通旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金を合わせた運賃と、その 2 倍に相当する増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 他人の決済媒体を使用したとき。
- (2) 係員の承諾を得ないで対応改札機等による改札を受けずに乗車したとき。
- (3) この規則の定めに基づかず利用したとき。
- (4) その他不正乗車的手段として利用したとき。

2 偽造、変造または不正に作成された決済媒体を使用した場合は、前項の規定を準用する。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第 19 条 前条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の入場駅が判明しない場合は、旅客営業規則第 266 条の規定を準用して計算する。

## 第 4 章 特殊扱い

(同一駅で出場する場合の取扱い)

第 20 条 旅客は、決済媒体を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで往復乗車して出場する場合は、実乗車区間に対して旅客営業規則等に定める大人普通旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金を合わせた運賃を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2 決済媒体を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合、西武の定める入場料金相当額を現金等の方法で支払い、発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(非対応駅での出場の取扱い)

第 21 条 旅客は、決済媒体により対応駅で入場後、非対応駅で出場する場合、実乗車区間に対する大人普通旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金を合わせた運賃を現金等の方法により支払い、精算を証する証書を受け取るものとする。

2 旅客は、前項の規定に基づき受け取った精算を証する証書および出場処理が未了の決済媒体を対応駅に提出し、発駅情報の消去処理を受けなければならない。なお、本項に基づく申出を行った場合、第 23 条の規定は適用しないものとする。

(入場処理未了時の取扱い)

第 22 条 旅客は、入場処理がされていない決済媒体を使用して出場しようとする場合、当該出場駅から最遠区間の大人普通旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金を合わせた運賃および第 18 条に規定する増運賃を現金等の方法により支払うものとする。ただし、旅客に特別の事情があり、且つ、当該旅客に悪意が

## タッチ決済乗車取扱規則

ないと西武が認めるときは、旅客の申し出による入場駅に対する入場処理を行い、その後当該出場駅の出場処理を行うものとする。なお、当該出場駅が非対応駅の場合は、第 21 条の規定を準用するものとする。

(出場処理未了時の取扱い)

第 23 条 旅客は、出場処理がされていない決済媒体を使用して入場しようとする場合、当該媒体に記録された入場駅から最遠区間の大人普通旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金を合わせた運賃および第 18 条に規定する増運賃を現金等の方法により支払い、発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、旅客に特別の事情があり、且つ、当該旅客に悪意がないと西武が認めるときは、旅客の申し出による乗車区間に対し、出場処理を行うものとする。

(運行不能時の取扱い)

第 24 条 旅客は、決済媒体で入場処理後、列車が運行不能となった場合、次に掲げるいずれかの取扱いを選択することができる。

(1) 無賃送還

(2) 任意による旅行中止

- 2 前項第 1 号の取扱いを選択した旅客は、入場駅まで無賃送還することができる。この場合、入場駅において当該媒体の発駅情報の消去処理を行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、旅客が無賃送還中、途中駅での下車を希望する場合、入場駅から途中駅までの運賃相当額を途中駅において当該決済媒体または現金等により収受する。なお、途中駅が非対応駅である場合、第 21 条の規定により取扱うものとする。
- 4 第 1 項第 2 号の取扱いを選択した旅客は、旅行開始駅から旅行中止駅までの運賃相当額を旅行中止駅において当該決済媒体または現金等により収受する。なお、旅行中止駅が非対応駅である場合、第 21 条の規定により取扱うものとする。

## 【参考】

第 11 条に定める対応駅は以下のとおり。

【対応駅】 2024 年 12 月 16 日現在

対象	対象：21 駅・23 コーナー・25 通路
対象駅	・池袋（1F・B1F） ・豊島園 ・練馬 ・石神井公園（中央改札口） ・大泉学園 ・保谷 ・ひばりヶ丘 ・秋津（南口） ・所沢（中央改札口） ・飯能 ・西武秩父 ※2 通路 ・西武球場前 ※2 通路 ・西武新宿 ・高田馬場（ビッグボックス口・早稲田口） ・東伏見 ・田無 ・花小金井 ・小平 ・本川越（1F） ・国分寺（本屋） ・西武園ゆうえんち